主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は末尾添附の弁護人田村喜作提出の控訴趣意書記載のとおりであるからここにこれを引用する。これに対する当裁判所の判断は左のとおりである。 論旨二について。

原判決挙示の証拠によれば被告人がA子を自動車運転台に押し倒しA子の唇に口を寄せて同女に接吻しようとしたところ、同女は持つていた買物袋を口元に当て被告人の要求を拒み、極力抵抗するに拘らず、同女の口を押えたり、身体を動かせないようにしたりしてなおも接吻を追つたもので、A子はこれを防ぐため被告人の指にかみついたり、顔をよじらせ、足をバタバタさせたりして、その口唇部が運転台の部品に当つて歯が一本脱けてしまうほど抵抗したことが認められるのであるから被告人は所論のようにA子の同意が得られるに於ては接吻しようと試みたに過ぎないものではなく、同女の抵抗するに拘らず強いて接吻しようとしたのであつたがもの抵抗が予期以上のものがあつたためにその目的を遂げられなかつたものと認められ、これと同趣旨の原判決に事実を誤認した点があるといえないから、論旨は理由がない。

同三について。

展内は相手方に対する愛情の表現であり、殊に成長した男女間のそれは性欲と無関係なものではない。しかし性的の接吻をすべて反風俗的のものとし刑法にいわゆる猥褻の観念を以て律すべきでないのは所論のとおりであるが、それが行われたくきの当事者の意思感情、行動環境等によつて、それが一般の風俗道徳的感情に反って、まるような場合には、猥褻な行為と認められることもあり得るのである。本件とついて見るに被告人の所為た〈/要旨〉るや、見知らぬ間柄であるA子外二名の女性でますで送つてやるからといつて自己の運転する自動車に乗せ、同女の家とは違つのするに運転し、深夜人のない。川原に連れて行き助手BらがA子を除いた二名の女性を連れていずれにか姿を消した後でA子が前記のようにはげしく抵抗することを方向に運転して強いのに、単に自己の性欲的満足を得るいたと感情を連れていずれにからを消したものであり、かような情況の下であり、自己を認識を表現した。とは当然であった。所容が一般の道徳風俗感情の許容しないことは当然であって刑法の猥褻のに該るものといわなければならない。原審が右事実につき刑法第百七十六条第百十一条を適用したのは正当で論旨は理由がない。

同四について。

被告人がA子に接吻しようとし抵抗されてその目的を遂げなかつたことは所論のとおりであるが、その際同女に対し原判決の如き傷害を負わしめているのであるから、接吻が未遂に終つたと否とを問うことなく刑法第百八十一条を適用すべきものであり、原審の法律適用はこの点に於ても違法ではなく、論旨は理由がない。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 加納駿平 判事 吉田作穂 判事 山岸薫一)